

富山県

富山県特定不妊治療費助成申請書

関係書類を添えて、下記のとおり特定不妊治療費の助成を申請します。

年 月 日

富山県知事 殿

		夫		妻			
申請者	(ふりがな)氏名	()印		()印			
	生年月日	昭和 年 月 日 (歳) 平成		昭和 年 月 日 (歳) 平成			
	住所	夫婦の住所... <input type="checkbox"/> 同じ <input type="checkbox"/> 異なる					
	※夫婦同居所の場合は、一方のみ記載	〒 都道府県 市町村	〒 都道府県 市町村				
		TEL()	TEL()				
申請額	※治療方法によって、申請額の上限が異なります。	(男性不妊治療除く) 金 円		(男性不妊治療) 金 円 ※男性不妊治療を申請する場合のみ記入			
		(合計) 金 円					
振込先	金融機関名及びコード	銀行 金庫 農協	支店 出張所	金融機関コード	店番	預金種別	普通
	口座名義人 (カタカナで記入)	口座番号		(右詰で記入)			
※振込先が前回の申請時と同じ場合は、記入を省略できます。							
＜助成確認欄＞※男性不妊治療の助成についても記載願います。							
◇初めて助成を受けた年度 年度 (男性不妊治療除く) 年度 (男性不妊治療分)							
◇初めて助成を受けた際の治療開始日の妻の年齢 歳 (※治療開始日: 年 月 日厚生センターで記入)							
◇前年度以前に受けた助成について <input type="checkbox"/> 助成を受けたことがない							
年度	助成を受けた自治体・回数			年度	助成を受けた自治体・回数		
	富山県	その他(自治体名)			富山県	その他(自治体名)	備考
年度	回	回()	<input type="checkbox"/>	年度	回	回()	<input type="checkbox"/>
年度	回	回()	<input type="checkbox"/>	年度	回	回()	<input type="checkbox"/>
年度	回	回()	<input type="checkbox"/>	年度	回	回()	<input type="checkbox"/>
年度	回	回()	<input type="checkbox"/>	年度	回	回()	<input type="checkbox"/>
今回の申請は今年度 回目 / 通算 回目							

助成決定額

金

円

注1) 太枠の中を記入ください。

注2) 治療の終了した年度内(3月末まで)に申請してください。

【添付書類】

- 富山県特定不妊治療費助成事業受診証明書(該当があれば富山県男性不妊治療費助成事業受診証明書)
- 医療機関発行の領収書・明細が分かるもの(原本)
- 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明する書類(原則、戸籍謄本)(発行後3ヶ月以内のもの)
- 富山県内に住所があることを証明する書類(発行後3ヶ月以内のもの)
- 夫婦それぞれの市町村・県民税所得課税証明書(市町村)

※③～⑤は添付を省略できる場合があります。

6月以降に再度申請をする時は、新たな所得証明書の提出が必要となります。

厚生センター受付欄

※裏面もご一読ください。

(裏)

治療の内容・結果および妊娠の経過について行政への報告を行うことに関する
説 明 書

(1) 報告の目的

厚生労働省では、特定不妊治療を行う医療機関に対し、行われた特定不妊治療の内容・結果および妊娠の経過について、日本産科婦人科学会を通じた報告への協力を求めています。

これを集計し分析することにより、厚生労働省は、助成事業の成果を把握し、今後の助成事業の制度を一層充実していく上で検討の参考とすることができます。また、行われた治療の効果を把握することにより、わが国の不妊治療の発展のために参考となる学術データを得ることができます。

さらに、厚生労働省は、助成事業を実施する都道府県・指定都市・中核市に対し、集計・分析結果を提供し、都道府県・指定都市・中核市も事業の成果を把握し、助成事業の充実に役立てることができるようにしています。

(2) 報告の内容・方法

各医療機関から、日本産科婦人科学会のデータベースを通じ、下欄の項目の統計情報として、厚生労働省に報告されます。

報告には個人名の記載はなく、内容は統計的に集計され、行政側は全国の患者さんの状況について総計として把握することとなります。個人が特定されることはなく、プライバシーは厳守されます。

報告・集計される項目

[報告は医師が行います。患者さんが行うことはありません。]

I 治療から妊娠まで

- (1) 患者（女性）の年齢
- (2) 不妊の原因
- (3) 治療の内容、妊娠の有無

II 妊娠から出産まで

- (4) 妊娠・出産の状況
- (5) 生まれた子の状況

.....

以前の受給歴について以前にお住まいの自治体に確認を行うことに関する
説 明 書

この助成金は、限られた公費予算からの公正な支出を行うため、1夫婦あたりの支給回数の上限が決まっています。転入された方は、以前にお住まいの自治体に、この助成金の以前の受給状況を確認することがありますのでご承知ください。

なお、情報の取り扱いには十分留意し、プライバシーは厳守します。